（農業機械化促進法の廃止に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法第十六条第一項第二号の規定により行われた出資に係る同法第五条の六第二項に規定する認定計画の変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る同条第一項に規定する認定事業者に対する同法第五条の八の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務」を「第二項から第四項まで（業務の範囲）の業務（同法第十五条第二号（区分経理）に掲げる業務に該当するものを除く。）」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号中「同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号」を「同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号」に、「第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」を「第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号まで」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第七条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第八十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項中「、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）」を削る。

第十八条第一項第一号中「第二十九号まで」を「第二十八号まで、第三十号」に、「第三十二号、第三十五号」を「第三十四号」に、「第三十六号」を「第三十五号」に、「第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号」に、「第五十四号、第五十五号及び第八十七号」を「第五十三号、第五十四号及び第八十六号」に改める。

第十九条第一項中「第四条第一項第四十六号から第四十八号まで」を「第四条第一項第四十五号から第四十七号まで」に改める。

第二十条第一項第一号中「第十五号」の下に「、第二十四号」を加え、「第二十六号」を「第五十号」に改め、「、第五十二号」を削り、「第五十四号、第五十五号及び第八十七号」を「第五十三号、第五十四号及び第八十六号」に改める。

第二十四条中「第十三号まで」の下に「、第三十三号」を加え、「第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号まで」を「第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十三号から第八十六号まで」に改める。

第三十一条中「第十三号まで」の下に「、第三十三号」を加え、「、第三十六号」を削り、「第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、」を「第三十九号、第四十八号、第六十七号から第八十三号まで、第八十五号及び」に改め、「及び第八十七号」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二

主要農作物種子法を廃止する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

主要農作物種子法を廃止する法律

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）は、廃止する。

附　則

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十一号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

（海上運送法の一部改正）

第一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の七）」を「第六章　準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の九）」に、「第六章　先進船舶の導入等の促進（第三十九条の十―第三十九条の十八）」を「第七章　先進船舶の導入等の促進（第三十九条の十―第三十九条の十八）」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第三十四条の見出しを「（日本船舶・船員確保基本方針）」に改め、同条第一項中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に、「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改め、同条第二項中「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改め、同項第三号中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改める。

第三十五条第三項第一号中「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改める。

第三十七条、第三十九条の二第一項及び第三十九条の四第一項中「認定計画」を「認定日本船舶・船員確保計画」に改める。

第三十九条の五第一項中「及び第四十五条の三」を削り、同項第一号中「次号及び第五項」を「以下この条」に改め、同条第十項中「第三項」を「第五項」に、「並びに第二項又は第六項」を「、第三項又は第八項」に改め、「測度」の下に「並びに第四項又は第九項の規定による検査」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「準日本船舶が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が第五項若しくは第七項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに適合しなくなつたとき、第二項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二　認定対外船舶運航事業者等が第七項又は第十項の規定に違反したとき。

三　第三十九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。